

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	小野里 等
登録番号又は法人番号	9 4 1 4 0 2 3 0
所属する単位会	群馬県行政書士会
事務所名称	ミクニ・ゼネラル・オフィス行政書士小野里等
事務所所在地	群馬県前橋市山王町1-14-12
処分年月日	平成29年12月15日
処分内容（種類）	・廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	<p>一般の依頼者から苦情の申し立てがあった案件について、綱紀委員会が聴き取りを行うために複数回質問書を送付したが、当該会員は誠実に回答せず非協力的な態度に終始している。</p> <p>このことは、綱紀委員会が行う調査への協力義務及び行政書士の品位保持義務に違反する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</li> <li>・行政書士法第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</li> <li>・日本行政書士会連合会会則第62条第1項 単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。</li> <li>・群馬県行政書士会会則第16条第1項 会員が法令又は群馬県知事の処分に違反したとき、又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、若しくは本会の会則に違反したときは、本会は当該会員に対し必要な処分を行うことができる。</li> <li>・群馬県行政書士会会則施行規則第16条 会長は、行政書士業務の適正な運営をはかるため、必要があるときは、会員から報告を徴し、その会員に必要な勧告若しくは指示することができる。 2 会長は、必要であると認めたときは、会員の業務を調査することができる。</li> </ul>

	<p>3 会員は、正当な理由がなければ前項の調査及び綱紀委員会の行う調査に協力しなければならない。</p>
--	---